

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄	
												[A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]						[a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他]			内閣府コメント	内閣府整理
担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等															
288	地域	38	群馬がん治療技術地域活性化総合特区	高精度重粒子線がん治療技術の開発	重イオンマイクロサージェリー技術による小さな疾患の治療と、その治療実施に向けた正確な重イオンビームの照射対象部位の位置の確認や、照射後の精度確認等の安全性と品質確認を含めた技術の総合的開発を行う。	群馬大学、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所、三菱電機、コニカミルタ、蔵前産業、QMD	文部科学省		新規	H25年度から進めている重イオンマイクロサージェリーの制御技術の開発を基に新規技術を開発する。新規技術ではビームの広がり(ペナブラ)を十分に抑える重イオンの特徴を最大限に活用し、ガンマナイフやサイバーナイフでは困難な症例の治療を可能にする。治療における安全性と品質の位置決め技術が極めて重要であり、それを可能とするため、精細フラットパネルディテクター(FPD)により患者のX線画像を撮影し、病巣位置に対する相対位置が明確な複数の照準点を用いて高精度の位置決めを行う。この照準点の位置を連続的に監視し、照準から外れた場合、照射できない、若しくは、照射中断する等の機能を働かせることにより、照射の正確性と安全性を担保する。また、重イオンはPET技術を用いて照射位置の可視化が可能となるため、CT撮影により治療計画時の位置との一致を確認することで、照射精度を確認する。これら技術を開発することで、これまで治療が困難であった微小な疾患についても放射線治療が可能になる。このように大学等の持つ資源や基礎研究等で生まれた研究成果を効率的に活用し、産学官による共同研究開発を通じて事業化の加速化を図るための研究開発機能を有する施設・設備整備を支援する補助事業の創設を要望する。	1回目	文部科学省・研究振興局研究振興戦略官付	日本医療研究開発機構研究費	C		ご要望の事業化加速を図るための支援事業については、例えば、日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等を行っているため、ご検討いただきたい。		c	国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の「医療研究開発革新基盤創生事業(CICLE)」についてAMEDへの相談や学内での検討をおこなってきたが、共同で行う企業について利益排除の点から参画が得られなかったため、共同で行う企業について利益排除の点から参画が得られなかった。CICLEへの申請をすることができなかった。申請が合う支援事業があれば申請を行う予定であるが、事業規模が大きいため合致する事業がない。事業化を進めるため、ぜひ支援事業について再度ご検討いただきたい。	○	文部科学省から、代替案として日本医療研究開発機構の支援事業が示されたが、指定自治体より、共同で行う企業について利益排除の点から参画が得られなかったため当該事業への申請ができず、また、他に要望内容に合致する事業がないとの見解が示されたため、文部科学省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、対応の可否や条件・代替案について再度検討の上、引き続き協議を行うこと。	IV
											2回目			C	2度目の対面協議にてご説明したとおり、ご要望の事業化加速を図るための支援事業については、例えば日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等を行っているため、これらの活用について引き続き幅広くご検討いただきたい。		b	今後も、条件が合えば国立研究開発法人日本医療研究開発機構の各種支援事業について、検討していきたい。また、「高精度重粒子線がん治療技術の開発」が活用できる支援事業の創設をお願いしたい。	○	文部科学省から、改めて日本医療研究開発機構の支援事業の活用について示したことを受け、指定自治体が再検討していくこととなつたため、協議を終了する。ただし、今後、支援事業の活用が困難であり、要望が実現できないことが明らかとなり、指定自治体が再協議を希望する場合は文部科学省と改めて協議を行うものとする。	V	